

(様式第2号)

第22回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成23年5月14日(土) 13:30~15:00
場 所	南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委員 富田 智和 事務局 岡本副市長 山口総務部長 田嶋契約検査課長 契約検査課職員
事務局	総務部契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人 (一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告
- ② 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況報告
- ③ 指名停止基準改正について
- ④ 芦屋市収賄事件再発防止検討委員会報告書における改善策進行状況について

2 提出資料

資料1-1 契約課執行入札状況平成22年度下半期

(平成22年10月~23年3月)

資料1-2 契約課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表

資料1-3 契約課所管公共工事入札状況 参加業者・落札者区分別一覧表

資料1-4~8

抽出事案関係書類(写し)

資料2 入札参加資格停止等の運用状況一覧表平成22年度下半期

(平成22年10月~23年3月)

資料3-1 指名停止基準改正について 競争入札に係る指名停止措置基準

資料3-2 競争入札に係る指名停止措置基準 別表第1~第2

資料4 芦屋市収賄事件再発防止検討委員会報告書における改善策進行状況について

3 審議経過

- (1) 入札・契約手続の運用状況等(平成22年10月~23年3月)を報告

- ・ 公募型指名競争入札 2 件
- ・ 公募型指名競争入札以外の指名競争入札 6 1 件
- ・ 随意契約方式 1 6 件

建設工事のこの間の平均落札率は、77.66%となっている。予定価格別では1千万円以上8千万円未満の工事については、平均落札率が80.16%となっており、市内業者が中心となる予定価格が1千万円未満の工事については、83.05%、前年度と比べると落札率が約3%上昇していますが、年度で比較すると約1%上昇しています。

1千万円以上の工事については、75.33%、前年度と比べると落札率が約4%減少しています。前年度と比べると落札率は約1%未満の差で上昇していますが、年度で比較すると約1%上昇しています。

落札業者別にしますと入札参加者が市内業者のみならば83.31%で昨年度に比べると約4%約上昇しています。年度で比較すると約3%上昇しています。入札参加者が市外業者のみならば82.84%で昨年度に比べると約1.4%約上昇しています。年度で比較すると約1.2%上昇しています。

市内業者が落札したものは75.98%で昨年度より約6%減少しています。年度で比較すると約5%上昇しています。市外業者が落札したものは79.60%で昨年度より約3%上昇しています。年度で比較すると約6%上昇しています。

平成22年度下半期において、最低制限価格によるくじ引きで落札者を決定したものは、62件中9件、14.5%となっている。

年間の入札件数はほとんど差が無いですが1千万円未満の工事の入札件数を比較すると昨年度より約30%増加し、下半期の入札実施件数のみで昨年度の同価格帯全体の約83%の件数が実施され、公共工事の規模の縮小と発注時期の集中が重なったと思われます。

電子入札については、一般競争入札、公募型指名競争入札、市内業者を対象とした指名競争入札について、原則電子入札とし、61件中37件を電子入札で執行した。以上を事務局から説明。

(委員による質疑・意見)

・「旧市立芦屋高校校舎等解体工事」の公募型指名競争入札には、最低制限価格を設定しなかったのですか。

(事務局)

・最低制限価格の設定に当たっては一定の施工精度を維持するために必要とする場合がありますが、以前より解体工事については最低制限価格を設定していません。

(委員による質疑・意見)

・予定価格に対して、落札率が約54%ということは、積算額が高く設定しすぎていたのか、競争のため、落札率が下がったのでしょうか。

(事務局)

・入札結果より考えられるのは、安価なところでの入札が行われていますので、ある一定の競争力が働いたと考えられます。

(委員による質疑・意見)

・落札業者以外は市外業者というところから考えると一定の競争力が働いたと考えられます。

・次に落札率が100パーセントの案件がありますが、入札参加業者は全て市内業者ですか。工事の難易度が高いのか。それ以外に入札額が予定価格と同額になる理由は考えられますか。

(事務局)

・工事の難易度は高くはないと思います。工事現場が住宅街ということで、やりづらさは感じます。

(委員による質疑・意見)

・競争性が働いていないとも考えられますので、要観察を行ってください。

(事務局)

・市議会より市内業者の育成が必要といわれています。また、需要と供給のバランスにより、落札率に跳ね返っているようです。この度の東日本大震災の関係でしばらくは資材不足により価格の高騰や調達難が予想されます。

(委員による質疑・意見)

・本体工事の追加工事として随意契約を行っていることがありますが、本体工事発注時に想定できないものですか。

(事務局)

・全てが想定できないわけではありませんが、本体工事が補助金を利用している場合は会計検査の際に補助対象部分とそれ以外に分類し、会計検査対象部分とそれ以外に振り分けるのが難しいということがあります。

(2) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況等（平成22年10月～23年3月）を報告

・ 10件で延べ16社に対して指名停止の措置

独占禁止法違反	2件延べ7社
贈賄	2件延べ3社
不正又は不誠実な行為	3件
競売入札妨害又は談合	2件
その他	1件

(事務局)

・指名停止基準の改正ですが、兵庫県の公共工事の契約事務連絡協議会というところから、兵庫県がある一定の基準を改正していきたいという申し出がございました。その申し出は、指名停止措置については公平な取扱いに留意しておりますが、全国的にまたがる工事事務事故についてはもれなく把握することが困難であり、把握に差が出るということがあります。このため中央公契連モデル、国その他の多くの府県が区域に限定していることをふまえて、指名停止の対象区域を県内に限定していきたいというような改正を行うという県の動きがございました。それに対して市が対応したものです。「贈賄や独占禁止法違反」についてはそのままの措置を残しておりますが、主な改正点は、「安全衛生管理の不適切等」については今まで市内・県内・県外・近畿圏内・外というような区分がありましたが、近畿圏内・外の項目を県に準じて削除しました。

(委員による質疑・意見)

・具体的にどこが変わりましたか。

(事務局)

・事故等に基づく措置基準の「5 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」、「7 安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故」の近畿圏内、及び「不正又は不誠実な行為」の近畿圏内・近畿圏外の項目を削除しました。

「安全管理措置の事故」等の指名停止については県が全国的に把握していましたが、本市については県の指名停止状況を利用していました。

県の指名停止措置の改正により、県外の案件について指名停止の対象外となってしまったので、情報としてつかみきれない部分が発生するため、県の措置基準に順じて改正した。

(委員による質疑・意見)

・県外で発生した事故等で、芦屋市の入札に影響しますか。

(事務局)

・大手ゼネコン以外はあまり影響しませんが、大規模工事が予定されている場合は影響があります。

(委員による質疑・意見)

・他市では「競売入札妨害又は談合」により、2年間の指名停止を執行してことにより、市内業者の3分の1の業者しか、入札に参加することができず、問題が発生し、短縮した経緯がありました。芦屋市の場合、指名停止基準は2年としていますが、災害などが起こった時に備えて、特別な理由がある場合として、「その他市長が相当と認めるときは短縮することができる」等と入れておくのがいいかもしれません。

・他になければ次の報告をお願いします。

(事務局)

・芦屋市収賄事件再発防止検討委員会報告書における改善策の進行状況について19項目にわたる改善項目をいただいています。

・I 公務員倫理1 コンプライアンスマニュアルに基づく各職場での協議。今はまだ検討中。改善項目3の内容も含め、研修計画も盛り込んでマニュアルの策定を進めていきたいということです。2 倫理研修等の実施については3月22日に実施済み。負債問題の解決に関するものも含めて、研修計画に盛り込んで定期的の実施していくということです。3 自己チェックシートの活用による自己評価の取組については、原稿は完成済。改善項目1と関連付けて総合的に研修を実施。パンフレットなどの形で作成し、個人に配布するという事です。4 職員倫理に関する条例制定の検討、今は進行中です。検討内容は①現在の条例を改正するか、別に一般職向けを作成するか②倫理条例(違反)と警戒基準との線引き③組織体制のあり方。これらを調査していきたいと思えます。整理すべき点が多く時間を要します。案を職員団体に提案する必要もあります。早ければ9月議会、遅くとも12月議会に条例案上程したいということです。主に人事課と行政経営担当がこの4つの項目について対応をしております。

・II 組織・人事の1 事務処理の標準化と適正な決裁処理の履行については、内部統制の整備と関連させる方向で検討しております。IVの改善項目1・3と関連して進めていきたいということです。2 人材育成と適切な人事異動の実施は、常にしておりますが、同一職場での長期在籍者については一部実施済。人材育成の観点との調整を図りながら、適切な人事異動に努めている。3 指導監督とコミュニケーションの徹底も、常にしております。所属長を中心に各職場において、円滑な意思疎通を深め、風通しの良い職場環境への改善、維持を図るといことです。IIについては事務管理・人事課・行政経営課で協議しています。

III 随意契約の1 随意契約ガイドラインの策定に伴う随意契約意義の明確化は、ガイドラインを既に策定し、3月には職員対象の説明会を開催済み。今後も契約事務の説明会で周知を図る。

2 発注段階での複数職員による協議は、随意契約のガイドラインに盛り込み済みです。

各職場や都市環境部事務処理等検討委員会、総務部長通知などで再度周知し、実施状況を

契約検査課と都市環境部間で確認しています。

3 随意契約における単価契約制度の導入は、現在、市内一円の工事等において各市状況の調査し、従来年間発注としていた工事を半年間の発注で入札等を執行済みです。都市環境部の事務処理等検討委員会で単価契約の実施方法を詰め、可能なものから順次実施する予定で、本年度の10～12月で対応できるよう各部・課で協議をしている。

4 契約課の合議の随意契約金額の見直しは、4月より職務権限規定の改正を行っており、特に急迫を要する緊急工事を除き、工事は、130万円超から合議としていたものを50万円超としました。

5 特に急迫を要する緊急工事の特例も、一部実施済み。契約終了後の事後チェックのための書式を作成しております。先程の都市環境部事務処理等検討委員会で協議中で、合議の必要のない緊急工事について、事後のチェックを契約検査課で行っています。

6 工事の適正履行の確認と複数による点検体制の確立、随意契約ガイドラインの説明会で説明周知済み。都市環境部事務処理等検討委員会、総務部長通知などで再度周知予定です。

7 定期的なサンプリング調査の実施は、各職場から、随意契約の締結状況を報告させ、半期毎に調査をする方向で、調査方法を検討中です。11月開催予定の入札監視委員会で報告することを目標とし、サンプリング調査のための方法及び書式作成を検討中です。

8 業者との接触基準の厳格化は、随意契約ガイドラインの説明会で説明済み。各職場や事務改善委員会、総務部長通知などで周知を図り、実施状況を契約検査課と都市環境部間で確認中です。

9 職務権限規定に基づく決裁処理の適正な運用は、随意契約のガイドラインに盛り込みながら、決裁に必要な定型文を作成中です。

IV危機管理体制の1リスクの可視化を図るための内部統制の考え方の導入については、行政経営課危機管理担当が行っておりますが、内部統制に関する研修実施と基本的な考え方の指針案を年度内に作成する予定。

2 公益通報精度の周知・活用は、周知徹底するための研修の実施時期を人事課が検討中。

3 危機管理マニュアル及び研修内容の見直しは、行政経営課危機管理担当で上半期・下半期に各1回研修実施。全庁的な汎用マニュアルを年内に作成。

以上を事務局から説明。

(委員による質疑・意見)

・ 芦屋市収賄事件再発防止検討委員会報告書についてマスコミや市議会からの反応はありましたか。

(事務局)

・ あまり批判的なものはなかったです。あとはどのように実行に移すということだと思います。

閉会